

## 浄化槽の構造に関する要領

### 1 趣 旨

この要領は、浄化槽に関する取扱要綱第5に規定する浄化槽の構造に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 設置区域及び構造

(1) 浄化槽は、通常の使用状態において次表に定める性能を有し、かつ、衛生上支障がない構造でなければならない。

(建築基準法施行令第32条、建築基準法施行細則第25条)

し尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける地域	性 能	
	生物化学的酸素要求量の除去率（単位パーセント）	し尿浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域 (香川県全域)	90 以上	20 以下

地下浸透方式の浄化槽の設置は、できない。

(2) 浄化槽の構造は、昭和55年建設省告示第1292号の第1、第6、第7、第8、第9、第10、第11のいずれかによるものとする。(型式認定浄化槽については、型式認定の内容によるものとする。)

(3) 浄化槽の処理対象人員の算定は、昭和44年建設省告示第3184号によるものとする。

#### 附 則

1 この要領は、昭和60年10月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要領は、平成4年6月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要領は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。